

令和 6 年 3 月
出納事務局出納管理課

令和 5 年度会計事務実地検査の結果

県では、地方自治法第 149 条第 5 号に定める知事の会計監督権の行使として、毎年度、本庁の所属や現地機関に対する会計事務の実地検査を実施している。

令和 5 年度は、事前通告式の「巡回指導（一般検査）」と無通告式の「特別検査」の 2 種類の検査方法によって、下記のとおり実地検査を実施した。

1 実地検査の実施概要

（1）実地検査の実施方法

ア 実施期間

令和 5 年 6 月から令和 5 年 12 月まで
（延べ検査日数 96 日）

イ 実施体制

出納事務局の職員（教育委員会及び警察本部の併任職員 15 名を含む。）60 名
及び各県事務所出納課の職員 27 名を検査員に任命し、87 名体制により実施。
（延べ検査員数 660 名）

ウ 検査方法

① 巡回指導（一般検査）

- ・現年度分を中心に、会計事務全般を対象として、書類や現物の確認等を実施。
- ・実施機関数 199 機関（再検査実施機関を含む）
本庁 : 23 課
現地機関：OKB ふれあい会館・総合庁舎内 19 機関
単独庁舎 157 機関

② 特別検査

- ・現金及び金券類の管理状況や金庫の現況の確認に特化して、抜き打ちで実施。
- ・検査実施時期を推測しにくくすることによる牽制効果及び不適正会計事務の発生懸念がある地方機関への検査の実効性の向上を目的に、出納事務局及び各出納課が所管地域より抽出して実施した。
- ・実施機関数 63 機関
本庁 : 20 課
現地機関：OKB ふれあい会館・総合庁舎内 15 機関
単独庁舎 28 機関

(2) 検査方針

ア 巡回指導（一般検査）

<検査の基本方針・目的>

会計事務の適正な執行を確保し、特に内部牽制機能の強化を図ることにより、不適正な会計事務処理を未然に防止する。

<検査項目>

- 前回指摘事項の改善状況
- 内部牽制・内部管理機能の状況 **重点項目**
- 現金・金券類の取扱状況
(金庫の現況確認を含む。)
- 物品の管理状況 **重点項目**
- 収入事務
- 支出事務 ※下記の事実確認を含む

『岐阜県政再生プログラム』に基づく事実確認

平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題を受けて、同年 9 月に県が策定した『岐阜県政再生プログラム』に基づき、下記の経費について、事実関係を証明する資料の現認や職員へのヒアリングなどを行い、その支出の根拠となる事実があることを確認した。<会計事務の実地検査における事実確認>

経費の種類	確 認 内 容	確認件数
旅 費	○旅行の事実を確認 ・ 会議開催通知など旅行の目的を明示した書類を確認 ・ 泊付については、宿泊の事実確認書により確認 ・ 精算旅費は、連続しない 2 か月分について確認	1, 228
対外交流費	○会議等の開催の事実を確認 ・ 債権者に対し、開催の有無、出席者数、料理単価等を電話確認	12
修 繕 料	○5 件を抽出して修繕の事実を確認 ・ 写真又は直接現物を確認 ・ 必要に応じ、履行確認を行った者に聞き取りを実施	837
備品購入費	○5 件を抽出して備品購入の事実を確認 ・ 物品一覧表の登録状況を確認し、その備品を現認	809
計		2, 886

イ 特別検査

<検査の基本方針・目的>

現金・金券類や金庫を抜き打ちで検査し、不適正事案の再発防止を図る。

<検査項目>

- 現金・金券類の取扱状況（金庫の現況確認を含む。）

2 実地検査の結果

(1) 巡回指導（一般検査）

ア 検査結果の概要

- ・一般検査を実施した 199 機関のうち、約 3 分の 1（35.2％）に当たる 70 機関に対して、109 件の文書指摘を行った。
- ・この 70 機関の内訳をみると、27 機関が知事部局、41 機関が教育委員会（すべて高等学校）、警察本部が 2 機関で、それぞれの文書指摘件数は 36 件、71 件、2 件であった。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知 事 部 局	92 機関	46.2％	27 機関	38.6％	36 件	33.0％
教育委員会	85 機関	42.7％	41 機関	58.6％	71 件	65.1％
県立学校	82 機関	41.2％	41 機関	58.6％	71 件	65.1％
そ の 他	3 機関	1.5％	0 機関	0.0％	0 件	0.0％
警 察 本 部	22 機関	11.1％	2 機関	2.9％	2 件	1.8％
合 計	199 機関	100.0％	70 機関	100.0％	109 件	100.0％

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、支出事務に関する件数が、他の指摘事項に比べて多くなっている。

【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文 書 指 摘 件 数	部 局 別 内 訳			
		知 事 部 局	教 育 委 員 会		警 察 本 部
			県 立 学 校	そ の 他	
① 内部牽制機能の状況	4	2	2	0	0
② 内部管理機能の状況	6	1	5	0	0
③ 現金・金券類の取扱状況	20	9	10	0	1
④ 物品の管理状況	7	2	4	0	1
⑤ 収入事務	13	6	7	0	0
⑥ 支出事務（契約関係）	18	6	12	0	0
⑦ 支出事務（補助金関係）	1	0	1	0	0
⑧ 支出事務（その他）	40	10	30	0	0
合 計	109	36	71	0	2

イ 文書指摘の主な内容

① 内部牽制機能の状況

- ・事前決裁の作成が 300 日を超える大幅な遅延が散見された。（4 件）
- ・支給額誤りや契約書の未作成、事前決裁の遅延等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。
- ・事前決裁の大幅な遅延や所属長の承認印漏れ等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。

② 内部管理機能の状況

- ・令和 4 年度の収入証紙に係る消耗品出納簿が作成されていなかった。
- ・出納員の引継書において「iTunes カード管理簿 1 冊」と記載され、金券類として管理されていなかった。
- ・消耗品出納簿について、以下のとおり不備があった。
収入証紙、収入印紙について、作成されていなかった。
はがき、レターパックについて、記載漏れ及び記載誤りがあった。

② 現金・金券類の取扱状況

- ・公衆電話から回収した料金 10 円を翌営業日に現金払込するのを失念し翌々営業日に払込みした。
- ・令和 4 年度及び 5 年度の使用料の立替払にかかる立替金内容明細書について、所属長による承認年月日漏れが 8 件、所属長承認印漏れが 5 件あった。
- ・1 月分を超える特定消耗品が供用者に払出されていた

③ 物品の管理状況

- ・新規の特定物品について物品登録されていなかった。
- ・特定物品が不用決定されないまま廃棄されていた。

⑤ 収入事務

- ・自動販売機の電気使用料金負担金において、令和 5 年 3 月分の専用メーターの数値入力を誤っていたことより、令和 5 年 4 月以降の調定金額が誤っていた。
- ・納入通知書について、発付日から 20 日を超える納期限が設定されていた。
- ・作業製品品目別野帳と作業製品出納簿の記載漏れによる不一致が散見された。

⑥ 支出事務（契約関係）

- ・R4 年度生物準備室内換気設備工事において、建設業法第 2 条第 1 項に該当するため契約書を作成すべきものを請書で処理していた。
- ・令和 5 年度の契約情報及び令和 4 年度の契約情報の一部がインターネット公開さ

れていなかった。

- ・ソファ・長椅子・会議用テーブルの調達（予定価格 3,246,804 円）において、契約審査会が開催されておらず、電子調達システムにより調達していた。

⑦支出事務（補助金関係）

- ・要綱に定められた申請書、交付決定、請求書の添付がなかった。

支出金調書：積算書のみ添付

事前決裁書：積算書、交付要綱のみ添付

⑧支出事務（その他）

- ・R 4 の事前決裁が 6 か月以上遡っていた起案が 3 件あった。
- ・令和 4 年度の第 2 回医療的ケア検討委員会の報償費の支出において、支出負担行為兼支出金調書の所得税控除額の誤入力により 34 円誤って控除していた。
- ・支出金調書の債権者の登録を誤り、別の債権者（同姓同名）へ支払っていた。
- ・修繕の支出において写真等の事実を証するものが添付されていなかった。
- ・私費負担の旅費（岐阜県高校総合体育大会ボクシング競技）について、誤って公費で支出していた。

(2) 特別検査

ア 検査結果の概要

- ・説明のできない現金・金券類はなく、おおむね適正に管理されていた。
- ・特別検査を実施した 63 機関のうち、9 機関に対して 15 件の文書指摘を行った。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知 事 部 局	43 機関	68.3%	5 機関	55.6%	6 件	40.0%
教育委員会	16 機関	25.4%	4 機関	44.4%	9 件	60.0%
県立学校	16 機関	25.4%	4 機関	44.4%	9 件	60.0%
そ の 他	0 機関	0.0%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
警 察 本 部	4 機関	6.3%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
合 計	63 機関	100.0%	9 機関	100.0%	15 件	100.0%

3 検査結果の総括と次年度の対応

(1) 検査結果の総括

- ・昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から検査の中止・延期を行ったが、今年度は例年通りの規模で実施したため、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、昨年度と比べて、実施機関数は 87 機関増加した（昨年度 175 機関（うち一般検査 119 機関、特別検査 56 機関）、今年度 262 機関（うち一般検査 199 機関、特別検査 63 機関））。文書指摘を行った件数は、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、64 件から 124 件へ増加した。
- ・これは、実施機関数の増加に伴い、指摘事項件数も増加したことや一部の機関において多数の指摘事項が散見されたこと、また、依然として文書指摘の対象となる不適切な取扱いが一定数確認されたことによる。
- ・文書指摘の内容のうち、検査調書の不備や帳簿の記載誤り等の単純な事務誤りについては担当者の認識不足により発生したと考えられるが、一方で、支払先や支払額の誤り、調定額の誤り等の会計事務に係る所属のチェック体制に問題があったと思われるものもあった。
- ・大部分の指摘事項については、所属内において会計事務に関し相互にチェック機能を働かせることによって発生を防止することができたものであると考えられる。

(2) 次年度の対応

- ・令和6年度に実施する実地検査のうち巡回指導（一般検査）については、今年度に引き続き各機関に対する「指導」に重点を置き、会計事務に関する意識の向上や知識の浸透に努める。
- ・また、令和5年度に引き続き、内部統制制度の実践状況（会計事務）について確認するとともに、各機関内で適正な会計事務の確保に向けた内部牽制機能や内部管理機能が十分に発揮されるよう所属長や出納員を中心に必要な指導を行っていくこととする。
- ・会計事務に関する職員研修等では、各職員が主体的に会計事務に取り組むことの重要性を改めて周知することにより職員全体の資質向上を目指すとともに、実地検査の文書指摘や文書指導の内容を参考事例として使用することにより、正しい会計事務の意識付けに努めることとする。
- ・連続して文書指摘や文書注意による指導を受けている所属や内部牽制機能が十分に発揮されていないと思われる所属に関する情報を、引き続き関係機関に提供し、組織としての対応・防止策を求めていくこととする。